

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田					
面 積		約 23.9ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的施設	約 0.5ha	備 考	公共施設等を東側駅前に配置する。			
	住宅・特定公益的施設	約 6.6ha		住宅、医療、商業施設等を地区の中心となる双葉駅西側に配置する。			
	特定公益的・特定業務施設	約 6.5ha		商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
			区画道路・歩行者専用道路	—	14～4m	約 6,400m	駅東西に交通広場を配置する
		地区に隣接する都市計画道路3・5・6長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		公園及び緑地	公園を適宜設置する。				
その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：調整池を經由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。						
小 計	約 10.3ha						
		特定公益的・特定業務施設(東口)		特定公益的・特定業務施設(西口)		左記以外の施設	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		400/100		200/100		200/100	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		80/100		60/100		60/100	
建築物の高さの最高限度		—		—		—	

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

帰還町民及び周辺の就業者等の「住む拠点」として、日常生活を支える商業、医療・福祉機能の確保、「職・住・遊」のミクストユースを推進するため、区画道路及び歩行者専用道路の位置及び延長を変更し、特定公益的施設、住宅・特定公益的施設、特定公益的・特定業務施設及び特定公共施設の位置及び規模を変更しようとするものです。

- 参考図書
1. 新旧対照表
 2. 都市計画変更の経緯
 3. 都市計画の決定に係る土地の区域

変更前

変更後

新旧対照表

名称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設				
位置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田				
面積		約 23.9ha				
位置及び規模	特定公益的施設	約 5.8ha 約 0.5ha	備考	官民複合施設、町民交流施設等を 公共施設 地区の中心となる東西駅前及び戸建て住宅地と連担する地区南西部に配置する。 東側駅前		
				住宅、商業施設等を地区の中心となる双葉 住宅、医療、商業施設 駅西側に配置する。		
				住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。 —		
				商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前に配置する。 東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に		
	住宅・特定公益的施設	約 0.7ha 約 6.6ha	備考	住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。 —		
				住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。 —		
	住宅施設	約 9.5ha —	備考	住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。 —		
				住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。 —		
	特定公益的・特定業務施設	約 0.4ha 約 6.5ha	備考	商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前に配置する。 東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に		
				商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前に配置する。 東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に		
特定公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		区画道路・歩行者専用道路	—	15~4 14m	約 4,860m 約 6,400m	駅東西に交通広場を配置する
	地区に隣接する都市計画道路 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
	公園及び緑地	公園を適宜設置する。				
	その他の公共施設	水路 約 0.1ha 既設水路の機能を確保する。				
下水道 ①雨水：調整池を經由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。						
小計	約 7.5ha 約 10.3ha					
		住宅施設 (戸建住宅に限る。)	特定公益的・ 特定業務施設	左記以外の施設		
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100	400/100	200/100		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		40/100	80/100	60/100		
建築物の高さの最高限度		10m	—	—		
		特定公益的・ 特定業務施設(東口)	特定公益的・ 特定業務施設(西口)	左記以外の施設		
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		400/100	200/100	200/100		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		80/100	60/100	60/100		
建築物の高さの最高限度		—	—	—		

「区域は計画図表示のとおり」